

横須賀市立学校教職員福祉会人間ドック受診費助成要綱

(総則)

第1条 この要綱は、横須賀市立学校教職員福祉会規約第40条第4号の規定に基づき、会員の福利厚生を増進する事業として行う人間ドックに係る受診費を助成する事業について定めるものとする。

(人間ドック)

第2条 この要綱において「人間ドック」とは、公立学校共済組合神奈川支部（以下「共済組合」という。）が実施する契約受診機関において行う人間ドックをいう。

(助成金)

第3条 助成金は、予算の範囲内で、人間ドックの自己負担額（共済組合の標準契約額から共済組合の補助金を控除した額をいう。）を指定健診期間に支払う場合に支給する。ただし、その額が2,000円を超えるときは、助成金は、2,000円とする。

2 人間ドックのオプション項目については、助成しない。

(申請)

第4条 各学校分会は、人間ドック受診者について、まとめて福祉会指定の様式により、福祉会に申請するものとする。

(確認)

第5条 助成を受けようとする者は、人間ドックの利用について、前条の申請をするときに学校長の確認を取らなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。